ESRS-ISSB基準

相互運用可能性ガイダンス

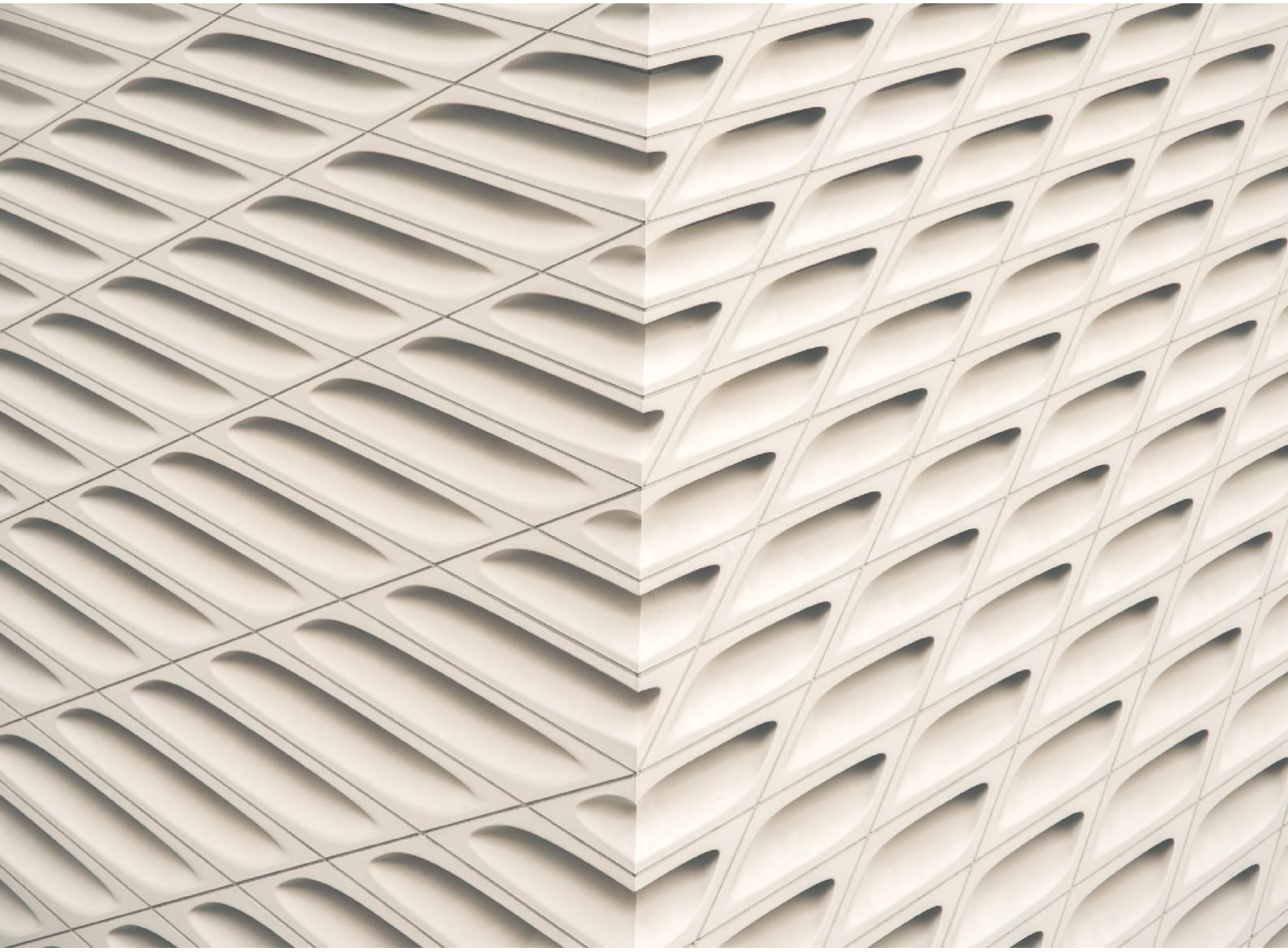

セクション3. ESRSからIFRS S2号（気候）へ：ESRSから開始する企業がISSB基準も適用する際、両基準への準拠を可能にするために知っておくべき情報

両基準は、高度な整合性を有している。ESRSの適用を開始する企業がISSB基準にも準拠する場合、追加的（additional）な情報を考慮しなければならない具体的な要求事項の数は限られている。

本セクションでは、企業がESRSから開始する場合に考慮が必要な領域を取り上げている。本セクションは、ESRSを適用する企業がISSB基準に準拠して報告するために考慮する必要がある、ISSB基準が追加的（additional）な情報を提供している領域を明らかにしている。

セクション3は、ESRS及びISSB基準と合わせて読む必要がある。セクション3.1と3.2の表には以下の内容が含まれている：

- トピック：扱う開示領域を簡潔に説明するタイトル；
- 説明：両基準の要求事項の記述と相互関係の説明
- 考慮すべき点：ESRSを適用する企業が、ISSB基準にも準拠して報告するために考慮する必要のある領域を明らかにしている

セクション3.1では、ESRS E1から開始する企業が考慮すべき点を取り上げている。セクション3.2では、ESRSに対応する開示要求事項がないIFRS S2号の追加的（additional）な要求事項を取り上げている。

当資料は、2024年5月に発行された”ESRS-ISSB Standards Interoperability Guidance”の一部をIFRS財団のスタッフが日本語に翻訳したものである。翻訳と英語原文に齟齬がある場合には、当該英語原文（esrs-issb-standards-interoperability-guidance.pdf）が優先するものとする。

3.1 ESRSから開始する企業がISSB基準も適用する際、両基準への準拠を可能にするために知っておくべき情報

トピック	*（iii）産業別指標*
説明	どちらの基準も、重要性がある（material）場合には、産業別（又はセクター別）の情報を提供することを求めている。 IFRS S2号は特に、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会を識別するため（IFRS S2号第12項参照）、IFRS S2号第13-22項の開示要求事項を満たす開示を作成するため（IFRS S2号第23項参照）、開示すべき産業別の指標を決定するため（IFRS S2号第32項参照）、及び、目標の設定とモニタリングのために用いる指標を識別し開示するため（IFRS S2号第37項参照）に、「*IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス*」を参照し、考慮することを企業に要求している。 ESRSにはセクター別基準がないため、企業は、ESRS 1の経過措置を考慮しつつ、固有の状況に対応する重要性がある（material）事項に関する企業固有の情報を報告しなければならない（ESRS 1第131項(b)参照）。 企業がESRSを適用して企業固有の開示を行う場合、追加的な開示の可能性のある情報源としてISSB基準を考慮しなければならない（ESRS 1 AR4項参照）。この場合、企業は、ESRS 1の上記の経過措置に沿って、企業固有の開示を作成する際に、IFRSのセクター別資料を考慮しなければならない。
考慮すべき点	*企業に関連するESRSのセクター別基準が導入されていない状況下では、IFRS S2号への準拠 を希望するESRS E1を適用する企業は、ESRS 1第131項(b)の経過措置に沿って、上述の事例では*「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」*の開示トピックと指標を参照し、考慮することが求められる。* *ESRSのセクター別基準が発行された後、異なる相互運用可能性の考慮事項が適用される。*

当資料は、2024年5月に発行された”ESRS-ISSB Standards Interoperability Guidance”の一部をIFRS財団のスタッフが日本語に翻訳したものである。翻訳と英語原文に齟齬がある場合には、当該英語原文（esrs-issb-standards-interoperability-guidance.pdf）が優先するものとする。

3.2 IFRS S2号における追加的（incremental and additional）な要求事項

IFRS S2号は、ESRS E1には対応する開示要求事項がない、ファイナンスド・エミッションに関する追加的（additional）な気候関連開示を要求している。

トピック	*(i) ファイナンスド・エミッション*
説明	両基準とも、ファイナンスド・エミッションの開示に関する要求事項を含んでいる（つまり、両基準とも、カテゴリー15のスコープ3の排出の開示を要求している）。 IFRS S2号第29項(a)(vi)(2)及びB58-B63項は、スコープ3カテゴリー15の温室効果ガス排出に関する特定の追加的（additional）な開示要求事項を定めており、以下の種類の事業活動を行う企業に適用される：資産運用、商業銀行、保険。 ESRSのセクター別基準が導入されていない状況下では、スコープ3カテゴリー15の温室効果ガス排出が重要性がある（material）場合、企業はESRS 1第131項(b)の経過措置を利用し、IFRS S2号を含む利用可能なガイダンスを用いて、それらの排出に関連するセクター別の開示を識別することが期待される。 ESRS E1 AR46項では、金融機関に対し、金融向け炭素会計パートナーシップ（PCAF）の GHG Accounting and Reporting Standard for Financial Industry、特にパートA「 ファイナンスド・エミッション」を考慮するよう求めている。
考慮すべき点	*ESRS E1を適用している企業のうち、資産運用、商業銀行、保険に関する活動を行っており、IFRS S2号への準拠も希望する企業は、IFRS S2号第29項(a)(vi)(2)及びB58-B63項に従って情報を提供しなければならない。*

当資料は、2024年5月に発行された”ESRS-ISSB Standards Interoperability Guidance”の一部をIFRS財団のスタッフが日本語に翻訳したものである。翻訳と英語原文に齟齬がある場合には、当該英語原文（esrs-issb-standards-interoperability-guidance.pdf）が優先するものとする。

セクション4. IFRS S2号（気候）からESRSへ：ISSB基準から開始する企業がESRSも適用する際、両基準への準拠を可能にするために知っておくべき情報

このセクションは、ISSB基準から開始した企業がESRSに準拠して報告するために考慮する必要のある領域をカバーしている。セクション4は、ESRS及びISSB基準と合わせて読む必要がある。

セクション4.1では、ISSB基準から開始する企業が考慮すべき点について取り上げている。セクション4.2では、ESRSの追加的（incremental）な要求事項[13]、及びIFRS S2号やIFRS S1号に対応する開示要求事項がない、追加的（additional）な[14] 気候関連の開示について取り上げている。

当資料は、2024年5月に発行された”ESRS-ISSB Standards Interoperability Guidance”の一部をIFRS財団のスタッフが日本語に翻訳したものである。翻訳と英語原文に齟齬がある場合には、当該英語原文（esrs-issb-standards-interoperability-guidance.pdf）が優先するものとする。

4.2 ESRSにおける追加的（incremental and additional）な要求事項

ESRSは、IFRS S2号やIFRS S1号に対応する開示要求事項がない気候関連開示を要求している。これらは以下の通りである：

- 追加的（incremental）な開示、すなわち、両基準は共通の全体的な開示目的を含むが、ESRSでは特定の追加的（incremental）な情報を含むもの、又は
- ESRSがISSB基準でカバーされていない開示を含む場合、追加的（additional）な開示

ESRSの開示要求事項は、CSRD（企業サステナビリティ報告指令）の法的義務に基づいている。

本文書2ページの「はじめに」で説明しているように、企業は必ずしも表4.2.1と表4.2.2のすべての開示項目を報告する必要はなく、企業にとって適用される重要性がある（material）ものだけを報告すればよい。

追加的（incremental）な開示要求事項は、主に、別の報告目的としてのインパクトと、企業による気候変動の緩和のパフォーマンスに関するものである。

表4.2.1と表4.2.2は、ESRS 2とESRS E1における気候関連の開示要求事項のうち、ISSB基準には含まれておらず、ISSB基準適用企業が、ESRSの気候関連報告にも準拠しようとする際にカバーする必要があるものを列挙したものである。

表4.2.1の紹介 - ESRS 2

表4.2.1は、ESRS 2における開示要求事項のうち、ISSB基準で対応する要求事項がないもののリストである。ESRSの構造上、ガバナンスと戦略の柱に関連する開示は主にESRS 2に記載されており、ESRS E1と併せて適用することが求められる。気候変動に関する報告において、ガバナンスと戦略に関する開示要求事項は、ESRS E1では繰り返し要求されない。特に：

- ガバナンスについて、ESRS 2は企業がESRSの開示目的を達成するのに役立つ追加的（incremental and additional）な開示を要求しているため、企業固有の開示の必要性が低下している。
- 戦略について、ESRS 2は、潜在的な重要性がある（material）サステナビリティ事項の特定の背景の理解を促す追加的（incremental and additional）な開示を規定しており、デューデリジェンスの原則とインパクト・マテリアリティを反映し、戦略とビジネスモデルの策定におけるステークホルダーの役割と関与についても言及している。

ESRS E1には、ESRS 2のIRO（Impact, risk and opportunity management）1とSBM（Strategy and business model）3に対する気候関連のトピックの指定があり、表4.2.2に含まれている。

表中、グレーでハイライトされている項目は、共通の開示要求事項として識別されている項目以外の、ESRSにおける追加的（additional）なデータポイントを示している。

当資料は、2024年5月に発行された”ESRS-ISSB Standards Interoperability Guidance”の一部をIFRS財団のスタッフが日本語に翻訳したものである。
翻訳と英語原文に齟齬がある場合には、当該英語原文（esrs-issb-standards-interoperability-guidance.pdf）が優先するものとする。

表4.2.1

ESRS 2	IFRS S1又はIFRS S2への参照	IFRS S1又はIFRS S2で明示的にカバーされていない要求事項
ガバナンス		
ESRS 2.21(a)-(b)及び(d)-(e)	NA	ガバナンス機関の構成と多様性（エグゼクティブ／ノンエグゼクティブ、性別など）
ESRS 2.21(c) ESRS 2.23(a)-(b)	IFRS S1.27(a)(ii) IFRS S2.6(a)(ii)	セクター、製品、地理的位置に関する企業の経験。専門家や研修へのアクセスを通じた総合的な専門知識の活用。スキルや専門知識が重要性がある（material）事項とどのように関連しているか。
ESRS 2.22(c)(ii)	IFRS S1.27(b)(i)-(ii) IFRS S2.6(b)(i)-(ii)	管理、経営及び監督機関（AMSB）へのレポートラインに関する情報
ESRS 2.26(a)	IFRS S1.27(a)(iii) IFRS S2.6(a)(iii)	追加的な事項について、どのように、誰により、そしてどのAMSBに情報がもたらされるか
ESRS 2.26(c)	IFRS S1.26-27 IFRS S2.5-6	報告期間中に対応した重要性がある（material）IRO
ESRS 2.29(a)-(e)及びAR7	NA	インセンティブ制度の詳細
ESRS 2.30-33及びAR8-AR10	NA	デューデリジェンス・マッピング
ESRS 2.34-36	NA	サステナビリティ報告に関するリスク管理と内部統制
戦略		
SBM -1 (ESRS 2.38-42及びAR12-AR15)	IFRS S1.28-33 IFRS S2.8-14	企業の戦略及びビジネスモデルに対する気候関連のインパクト
		潜在的な重要性がある（material）事項の識別の背景の理解を支援する開示 ・重要な（significant）製品又はサービス、重要な（significant）市場又は顧客、地域別従業員数、重要な（significant）ESRSセクターごとの総収益の内訳 ・化石燃料及び化学製品製造に関する収益計算書 ・非人道的兵器 ・ステークホルダーとの関係 ・上流・下流のバリュー・チェーンや、主要サプライヤー、顧客、流通チャネルなどの主な事業関係者の特徴
SBM- 2 (ESRS2.43-45及びAR16)	NA	影響を受けるステークホルダーの役割と関与
SBM - 3 (ESRS 2.46-49及びAR17-AR18)	NA	重要性がある（material）インパクトとその記述に関する体系的な開示
リスク管理		
ESRS 2.53(c)(ii)-(iii)	IFRS S2.25(a)(iii)-(iv)	企業が、識別されたリスク及び機会の影響の可能性、大きさ、性質をどのように評価しているか、また、サステナビリティ関連のリスクをその他の種類のリスクと比較してどのように優先付けを行っているかについての開示（リスク評価ツールの使用を含む）。
ESRS 2.53(a), (d)及び(h)	NA	重要性（materiality）評価の方法、仮定、意思決定プロセス、関連する内部統制手続並びに手続の修正時期及び将来の改定日に関する記述

当資料は、2024年5月に発行された”ESRS-ISSB Standards Interoperability Guidance”の一部をIFRS財団のスタッフが日本語に翻訳したものである。翻訳と英語原文に齟齬がある場合には、当該英語原文（esrs-issb-standards-interoperability-guidance.pdf）が優先するものとする。

表4.2.2の紹介 - ESRS E1

表4.2.2は、IFRS S1号又はIFRS S2号に相当するものがないESRS E1の開示要求事項のリストである。表中、グレーでハイライトされている項目は、共通の開示要求事項として特定されている項目以外の、ESRS E1における追加的（incremental）なデータポイントを示している。

表4.2.2

ESRS E1の開示要求事項（「DR」）及び関連する適用要求事項（「AR」）	IFRS S2への参照	IFRS S2でカバーされていない要求事項
ESRS 2 GOV-3に関連するDR - インセンティブ制度へのサステナビリティ関連のパフォーマンスの組込み		
ESRS E1.13	IFRS S2.29(g)	温室効果ガス排出削減目標に対するパフォーマンスが評価されているか、気候関連の考慮事項と結び付いている当期に認識された報酬のパーセンテージ、及び、気候関連の考慮事項が何であるかの説明
ESRS 2 SBM（Strategy and business model）-3に関連するDR - 重要性がある（material）IRO（Impact, risk and opportunity management）と戦略及びビジネスモデルとの相互作用		
ESRS E1.19(a)及び AR6	IFRS S2.22(a)(i)-(ii) 及び(b)(i) IFRS S2.14(a)(iii)	上流・下流のバリュー・チェーンのどの部分の重要性がある（material）物理的リスクや移行リスクをレジリエンス分析から除外したか
ESRS E1.19(b)及び AR7	IFRS S2.22(b)(i) 及び IFRS S2.14(a)(i)	重要性がある（material）物理的リスクと移行リスクから予想される財務的影響をどのように考慮したかの説明（ESRS E1 AR7項(c)参照）
ESRS E1.19(c)及び AR8	IFRS S2.22(a)及び(b)(i) IFRS S2.14(a)(ii)	企業の戦略、投資意思決定、現在及び計画された緩和策の定義の中で、リスクにさらされている資産や事業活動がどの程度考慮されているか 妥当な資本コストでの資金調達へのアクセス（ESRS E1 AR8項参照）
ESRS IRO（Impact, risk and opportunity management）-1に関するDR - 気候変動に関連するIROを識別し評価するプロセスの記述		
ESRS E1.20(a)及び AR9-AR10	IFRS S2.25(a)	企業が、実際の及び潜在的な将来の温室効果ガス排出と、その他の気候関連インパクトの要因を特定するために、どのように活動や計画を選別してきたか（ESRS E1 AR9項(a)参照 気候変動に対する実際の及び潜在的なインパクト（すなわち、温室効果ガスの総排出）の評価（ESRS E1 AR9項(b)参照）
ESRS E1.20(b)及び AR11		気候関連のハザードの識別と高排出シナリオの使用
ESRS E1.20(c)及び AR12		少なくとも地球温暖化を1.5℃に抑制し、オーバーシュートを発生させない又は限定させたシナリオを用いた移行イベント
ESRS E1.21, AR13及びAR1		シナリオの主要な推進要因と整合性、a)最先端の科学との整合性、b)なぜシナリオがもっともらしいリスクと不確実性をカバーするのか、c)シナリオで考慮されている強制力と推進要因、d)シナリオの主要なインプットと制約（ESRS E1 AR13項参照） 使用した気候シナリオが、財務諸表で使用したシナリオとどのように整合しているかを説明する（ESRS E1 AR15項参照）

当資料は、2024年5月に発行された”ESRS-ISSB Standards Interoperability Guidance”の一部をIFRS財団のスタッフが日本語に翻訳したものである。翻訳と英語原文に齟齬がある場合には、当該英語原文（esrs-issb-standards-interoperability-guidance.pdf）が優先するものとする。

表4.2.2

ESRS E1の開示要求事項（「DR」）及び関連する適用要求事項（「AR」）	IFRS S2への参照	IFRS S2でカバーされていない要求事項
ESRS E1-1 気候変動の緩和への移行計画		
ESRS E1.16(a)及びAR2	IFRS S2.14(a)（iv）	温室効果ガス排出削減目標が1.5℃とどのように両立するかについての説明
ESRS E1.16(b)		温室効果ガス削減目標及び気候変動の緩和策との関連で、どの脱炭素化の手段が使用されているか及び主要な計画についての説明
ESRS E1.16(c)		移行計画（温室効果ガス排出の緩和）を支える投資と資金についての説明と定量化
ESRS E1.16(d)及びAR3		主要な資産又は製品の潜在的なロックインされた排出量の定性的開示
ESRS E1.16(e)及びAR4		経済活動がグリーンな活動に関するEUタクソノミに適合しているかに関するEU特有の開示要求事項
ESRS E1.16(f)及びAR5		石炭、石油、ガス関連の経済活動に対する設備投資
ESRS E1.16(g)		EUパリ協定のベンチマーク（ベンチマーク規制）からの除外
ESRS E1.16(h)		移行計画と戦略及びビジネスモデルの整合性
ESRS E1.16(i)		移行計画が経営者及びガバナンス機関によって承認されているかどうか
ESRS E1.16(j)	NA	移行計画の実施に向けた進捗状況
ESRS E1.17	NA	企業が移行計画を策定していない場合、いつ移行計画を策定するのか
DR E1-2 気候変動の緩和と適応に関する方針		
ESRS E1.24	IFRS S2.25(a)	方針の主要な内容の記述
ESRS E1.25	NA	気候変動の緩和、気候変動への適応、エネルギー効率、再生可能エネルギーの導入に取り組む方針
DR E1-3 気候変動に関する活動と資源		
ESRS E1.26,28及びAR19-22	IFRS S2.14(a)(ii)-(iii)及び(v) IFRS S2.14(b)	活動及び資源の、緩和及び適応の取組みとの関係
ESRS E1.29(a)及びAR19	NA	脱炭素化の手段としてとっている主要な緩和策（エネルギー効率、再生可能エネルギーの利用、製品の変更など） 達成された及び予想される温室効果ガス排出削減を含む、気候変動の緩和策の成果
ESRS E1.29(b)及びAR19	NA	達成された及び予想される温室効果ガス排出削減を含む、気候変動の緩和策の成果 脱炭素化の手段別の主要な緩和策に対する測定可能な影響（ESRS E1 AR19項参照）
ESRS E1.29(c)及びAR20-AR22	IFRS S2.14(b) IFRS S2.21(b)	財務諸表の各項目、主要な業績評価指標及び設備投資計画に対する主要な活動の財源 活動を実行する能力が、資源の利用可能性と配分にどの程度依存しているか（ESRS E1 AR21項参照）
DR E1-4 気候変動の緩和と適応に関する目標		
ESRS E1.34(b)及びAR24	IFRS S2.36(a)-(c)	スコープ2のロケーション基準又はマーケット基準の手法の使用に関する要求事項（ESRS E1のAR24項参照） 温室効果ガス削減目標と温室効果ガスインベントリ境界の整合性（ESRS E1 AR24項参照） 子会社に対する要求事項の拡張（ESRS E1 AR24項参照）

当資料は、2024年5月に発行された”ESRS-ISSB Standards Interoperability Guidance”の一部をIFRS財団のスタッフが日本語に翻訳したものである。翻訳と英語原文に齟齬がある場合には、当該英語原文（esrs-issb-standards-interoperability-guidance.pdf）が優先するものとする。

表4.2.2

ESRS E1の開示要求事項（「DR」）及び関連する適用要求事項（「AR」）	IFRS S2への参照	IFRS S2でカバーされていない要求事項
ESRS E1.34(c)及びAR25	IFRS S2.33(e)	温室効果ガス排出削減目標の基準値とその値が活動や外部影響をどのように表しているか（ESRS E1 AR25項(a)参照） 2023年以降、5年ごとに基準年及び基準値を更新する（ESRS E1 AR25項(c)参照）
ESRS E1.34(d)	IFRS S2.33(d)	2030年の温室効果ガス排出削減目標値
ESRS E1.34(e)及びAR26-AR29	IFRS S2.33(h) IFRS S2.34(a)	基礎となる方針と気候のシナリオ、及び、それらが外部保証の対象となっているかどうか
ESRS E1.34(f)及びAR30-AR31	NA	スコープ1、スコープ2、スコープ3の温室効果ガス排出別の、脱炭素化の手段と温室効果ガス排出削減目標への全体的な定量的貢献度 温室効果ガス排出削減の達成における計画された新技術の役割、そして脱炭素化の手段を決定する動向を把握するために考慮された気候シナリオ。（少なくとも地球温暖化を1.5℃に抑えることに適合するシナリオを含む）
DR E1-5 エネルギー消費量と構成		
ESRS E1.35及びAR32	NA	エネルギー消費量と構成（ペリメータ、エネルギー用途、測定単位、最終エネルギー消費量、オフセットなし、購入エネルギー量、蒸気、熱、冷却、水素など）
ESRS E1.37及びAR33-AR35		再生可能エネルギー、再生可能エネルギー源から購入したエネルギー、自社で生産された再生可能エネルギーの消費ごとの、企業の直接操業に関連する、化石資源（インパクトが大きいセクターの場合）、原子力及び再生可能エネルギーからのエネルギー消費量（MWh）の内訳
ESRS E1.38及びAR33		気候へのインパクトが大きいセクターで事業を行う企業の、化石資源からのエネルギー消費量について、石炭、石油、天然ガス、その他の化石資源ごとの内訳
ESRS E1.39		自社でのエネルギー生産（再生可能及び非再生可能）
ESRS E1.40-42		気候へのインパクトが大きいセクターでの事業活動に関する純売上高当たりのエネルギー原単位、及び、エネルギー原単位の決定に使用した気候へのインパクトが大きいセクター
ESRS E1.43及びAR36		エネルギー原単位の分母となる純収益と財務諸表とを一致させるための調整
DR E1-6 グロス・スコープ1、2、3及び温室効果ガス総排出量		
ESRS E1.44、AR39及びAR41-AR42	IFRS S2.29(a)(i)(1-3)	排出係数の選択理由（ESRS E1 AR39項参照） 使用した計算ツールへの参照又はリンク（ESRS E1のAR39項参照） 温室効果ガスのスコープ1、スコープ2、スコープ3又は総排出の内訳（例えば、国別、事業セグメント別、経済活動別又は資源別）（ESRS E1 AR41参照）
ESRS E1.47		報告企業の定義の変更及び前年度比への影響
ESRS E1.48及びAR43-AR44	IFRS S2.29(a)(i)(1)	規制された取引スキームからのスコープ1の温室効果ガス排出（ESRS E1 48項(b)参照）。 EU ETSの対象範囲に含まれる活動に関する報告において、EU ETSの方法に従うことを規定（ESRS E1 AR43項参照） ETSにおけるスコープ1の温室効果ガス排出の割合を計算するための規定と計算式（ESRS E1のAR44項参照） 生物起源CO_2排出をスコープ1の温室効果ガス排出とは別に報告する（ESRS E1 AR43項参照）

当資料は、2024年5月に発行された”ESRS-ISSB Standards Interoperability Guidance”の一部をIFRS財団のスタッフが日本語に翻訳したものである。
翻訳と英語原文に齟齬がある場合には、当該英語原文（esrs-issb-standards-interoperability-guidance.pdf）が優先するものとする。

表4.2.2		
ESRS E1の開示要求事項（「DR」）及び関連する適用要求事項（「AR」）	**IFRS S2への参照**	**IFRS S2でカバーされていない要求事項**
ESRS E1.49及びAR45	IFRS S2.29(a)(i)(2)	マーケット基準のスコープ2の温室効果ガス総排出の報告義務（IFRS S2 B31項は契約証書の開示を求めているが、マーケット基準の開示は任意である） 購入又は取得した電気、蒸気、熱、冷却からの間接的な生物起源CO_2排出を、スコープ2の温室効果ガス排出とは別に報告する(ESRS E1 AR45項参照) メタン（CH_4）と一酸化二窒素（N_2O）の排出量がスコープ2の温室効果ガス排出において報告されていない場合は報告する（ESRS E1 AR45参照）
ESRS E1.50(b)	IFRS S2.29(a)(i)(1-2)	スコープ1及びスコープ2の温室効果ガス排出のうち、連結財務諸表に含まれていないが運営管理下にある拠点、企業及び資産の温室効果ガス排出
ESRS E1.51及びAR46	IFRS S2.29(a)(i)(3)	インベントリに含まれているスコープ3及びインベントリから除外されているスコープ3の温室効果ガス排出カテゴリーのリスト、及び、スコープ3カテゴリーからの除外の理由 上流及び下流のバリュー・チェーンで発生するその他の間接的な生物起源CO_2排出量を、スコープ3の温室効果ガス排出とは別に報告する（ESRS E1 AR46項参照）
ESRS E1.52及びAR47-AR52	NA	ロケーション基準とマーケット基準の両方の総排出 温室効果ガスの総排出をスコープ別で、表形式による開示要求（ESRS E1 AR48項参照） クラウドコンピューティング及びデータセンターサービスからのスコープ3の温室効果ガス排出に重要性がある（material）場合は、その内訳を示す要求事項（ESRS E1 AR51項参照）
ESRS E1.53-55及びAR53-AR55	NA	純収益に対する温室効果ガス総排出の原単位
開示要求事項 ESRS E1 - カーボン・クレジットを通じたGHG除去及びGHG緩和プロジェクト		
温室効果ガスの除去		
ESRS E1.58(a)及びAR56-AR60	IFRS S2.36(e)(iii)	自社の事業における温室効果ガスの除去及び貯留量のCO_2換算トン数、又は、上流及び下流のバリュー・チェーンへの貢献量 温室効果ガスの除去及び貯留量について、a)自社の事業、上流及び下流のバリュー・チェーン、b)除去の種類、c)温室効果ガスの種類、d)貯留の種類、の内訳（ESRS E1 AR57項参照） 除去活動が自然的手段による解決策と認められるかどうか（ESRS E1 AR57項参照） 漏洩及び逆転事象の特定とモニタリングを含む、非永続性リスクの管理方法（ESRS E1 AR57項参照） 計算と表示に関するガイダンス（ESRS E1 AR58-AR60項参照）
ESRS E1.60及びESRSにおける用語の定義集	NA	ネットゼロ目標の概念（ESRSの付録Ⅱ「ESRSにおける用語の定義」）（自社の事業又はバリュー・チェーンにおける除去に関連し、IFRS S2第36項(e)(i)に定めるカーボン・クレジットを使用せず、約90-95%の削減達成後のもの） ネットゼロ目標を開示する場合に適用される範囲、方法及びフレームワークの説明 残留温室効果ガスの排出を温室効果ガスの除去によってニュートラル化する方法

当資料は、2024年5月に発行された”ESRS-ISSB Standards Interoperability Guidance”の一部をIFRS財団のスタッフが日本語に翻訳したものである。翻訳と英語原文に齟齬がある場合には、当該英語原文（esrs-issb-standards-interoperability-guidance.pdf）が優先するものとする。

表4.2.2		
ESRS E1の開示要求事項（「DR」）及び関連する適用要求事項（「AR」）	**IFRS S2への参照**	**IFRS S2でカバーされていない要求事項**
カーボン・クレジット		
ESRS E1.59及びAR61-AR63	IFRS S2.36(e)(i)-(iv)	報告期間において、バリュー・チェーン外部から購入及びキャンセルされたカーボン・クレジットの量 カーボン・クレジットは、認められた品質基準に照らして検証されたものだけが含まれる 計画されているカーボン・クレジットの購入が、既存の契約に基づいているかどうか カーボン・クレジットの使用が、温室効果ガス排出（ネット計算ではない）や温室効果ガス排出削減（ネット目標ではない）とは別のものかどうか（ESRS E1 AR61参照） 温室効果ガス削減・除去プロジェクトの割合（バリュー・チェーン外で、カーボン・クレジットに関連するもの）（ESRS E1 AR62項参照） EUにおけるプロジェクトの割合（ESRS E1 AR62参照） 相当調整（パリ協定第6条）の適用となる割合（ESRS S1 AR62参照） 計算と表示に関するガイダンス（ESRS E1 AR63項参照）
ESRS E1.61		温室効果ガスニュートラルの主張が、温室効果ガス排出削減目標を伴っているか、及び、どのように行われるのか ニュートラルの主張とカーボン・クレジットの利用が、温室効果ガス目標達成を減少させているかどうか、及び、どのように減少させているか 認められた品質基準への参照による、カーボン・クレジットの信頼性と完全性
開示要求事項 ESRS E1-8 – 内部炭素価格		
ESRS E1.63(a)	IFRS S2.29(f)	炭素価格制度の種類の開示
ESRS E1.63(b)	NA	適用範囲の詳細に係る開示
ESRS E1.63(c)及びAR65	IFRS S2.29(f) IFRS S1.21(b)(ii)	内部炭素価格決定における重要な（critical）仮定の開示 内部炭素価格と財務諸表で使用される価格との整合性（ESRS E1 AR65項参照）
ESRS E1.63(d)		内部炭素価格制度の対象となるスコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス総排出、及び、企業の温室効果ガス総排出の相対的割合
開示要求事項 ESRS E1-9 重要性がある（material）物理的及び移行リスクと潜在的な気候関連機会から予想される財務的影響		
ESRS E1.66(a)及びAR69-AR70	IFRS S2.29(c)	急性の物理的リスクと慢性の物理的リスクに分解
ESRS E1.66(b)及びAR67	NA	気候変動適応策の対象となる資産のパーセンテージ
ESRS E1.66(c)、AR67及びAR69	NA	重要性がある（material）物理的リスクのある重要な資産の所在地
ESRS E1.66(d)、AR67及びAR71	IFRS S2.29(b)-(c)	「純収益」への影響（IFRS S2では「事業活動」、未定義語） 短期、中期、長期に分類
ESRS E1.67(a)及びAR72-AR73	IFRS S2.29(b)	座礁資産（固定的に重要なロックインされた排出を伴う資産）の見積金額と割合（ESRS E1 AR73(a)参照） エネルギー効率クラス別の、使用権資産を含む不動産資産の帳簿価額の内訳（ESRS E1 AR73項(b)参照）
ESRS E1.67(b)及びAR73	IFRS S2.29(b)-(c)	気候変動適応策によってカバーされている、重大な移行リスクを抱える資産の割合
ESRS E1.67(c)	NA	不動産資産の帳簿価額のエネルギー効率クラス別内訳

当資料は、2024年5月に発行された”ESRS-ISSB Standards Interoperability Guidance”の一部をIFRS財団のスタッフが日本語に翻訳したものである。翻訳と英語原文に齟齬がある場合には、当該英語原文（esrs-issb-standards-interoperability-guidance.pdf）が優先するものとする。

表4.2.2		
ESRS E1の開示要求事項（「DR」）及び関連する適用要求事項（「AR」）	IFRS S2への参照	IFRS S2でカバーされていない要求事項
ESRS E1.67(d)及びAR74	NA	重要性がある（material）移行リスクに起因する潜在的負債
ESRS E1.67(e)	NA	石炭、石油、ガスの事業の顧客からの関連する純収益
ESRS E1.68	IFRS S2.29(b)-(c) IFRS S1.21(b)(ii)	物理的リスクがある資産と純収益、及び、移行リスクがある負債の財務諸表への調整
ESRS E1.69(a)及びAR80	NA	気候変動の緩和及び適応のための活動から期待されるコスト削減 コスト削減の性質（ESRS E1 AR80参照）

当資料は、2024年5月に発行された”ESRS-ISSB Standards Interoperability Guidance”の一部をIFRS財団のスタッフが日本語に翻訳したものである。翻訳と英語原文に齟齬がある場合には、当該英語原文（esrs-issb-standards-interoperability-guidance.pdf）が優先するものとする。